

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな) ぜいりしによるきかわだひとしこうえんかい

1 政治団体の名称 税理士による黄川田仁志後援会

2 主たる事務所の所在地 埼玉県八潮市大瀬6-1-28福岡ビル4F

3 代表者の氏名 原 寿基

4 会計責任者の氏名 猪股 重人

事務担当者の氏名

猪股 重人

(電話) 048-972-4035

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	黄川田 仁志
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

告示用コード	団体コード	収受	入力	枚数	
100320	212317	山本		13	9

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,178,628 2,127,878
(前年からの繰越額)	1,531,865
(本年の収入額)	616,763 596,013
支 出 総 額	510,985
翌年への繰越額	1,637,643 1,616,893

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	300,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	60

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	60,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	60,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	60,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	定時総会懇親会費	119,000	7000円×17名 5/3/25
2	見学会懇親会費	75,000	5000円×15名 5/10/2
3	役員会費	42,000	3000円×14名 5/12/18
4	受取利息		
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	236,000	236,013

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	20,763,207.50	
	合 計	20,763,207.50	

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		3. 政治団体	
	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	関東信越税理士政治連盟	50,000	R5/2/1	さいたま市大宮区浅間町2-7	小林 俊一		
2	埼玉県税理士政治連盟	10,000	R5/3/25	さいたま市大宮区大成町1-289-2	岸本 生子		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	その他の寄附	10,000					
	合計	60,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費	20,750	-	
小 計	20,750	-	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	350,235	-	
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0		0
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ 其 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	140,000		
小 計	490,235	-	0
合 計	510,985	-	


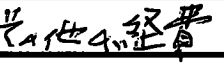

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	令和4年度監査報酬	20,000	R5/4/12	登録政治資金監査人渡部行光	川口市中青木1-1-15	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	20,000				
	その他の支出	750				
	合 計	20,750				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	総会費用	133,000	R5/3/25	手打ちそば 砂場,	越谷市南越谷4-6-4,	
2	交通費	50,000	R5/3/25	ベン村さ来事務所, 東京都	品川区上大崎2-13-22-403	
3	役員会	77,090	R5/10/2	香港亭,	越谷市南越谷1-2876-1F,	
4	役員会	9,900	R5/10/2	BAR PROVARE	越谷市南越谷1-2876-1F	
5	役員会	80,245	R5/12/18	香港亭,	越谷市南越谷1-2876-1F,	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15		340,335				
	この頁の小計	350,235				
	その他の支出	9,900				
	合 計	350,235				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費  その他経費 	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会費	20,000	R5/5/22	有隣会と日本の未来を語る会事務局	東京都千代田区永田町2-17-17-7F	
2	パーティー券	20,000	R5/9/28	きかわだひとしと日本を語る会	越谷市越ヶ谷1-4-3	
3	パーティー券	80,000	R5/11/8	きかわだひとしと日本を語る会	越谷市越ヶ谷1-4-3	
4	会費	20,000	R5/10/5	自由民主党埼玉県支部連合会政経フォーラム事務局	さいたま市浦和区高砂3-9 	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	140,000				
	その他の支出					
	合計	140,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

シ 借入先ごとの残高が100万円を超え、借入金

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月2日

政治団体の名称

税理士による黄川田仁志後援会

会計責任者の氏名

猪股 重人



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和6年4月26日

税理士による黄川田仁志後援会
会長 原 寿基 殿

登録政治資金監査人

渡部 行光



登録番号 第3244号

研修終了年月日 平成21年12月18日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による黄川田仁志後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による黄川田仁志後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況について記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

税理士による黄川田仁志後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上